

長島町森林整備計画書（案）

計画期間

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 17年 3月 31日



鹿児島県

長島町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の方向性	2
3 森林整備の基本方針	6
4 森林施業の合理化に関する基本方針	8

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	9
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	10

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	10
2 天然更新に関する事項	12
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	14
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	15
5 その他必要な事項	15

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2 保育の種類別の標準的な方法	16
3 その他必要な事項	17

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
3 その他必要な事項	22

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	26
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	26
5 その他必要な事項	27

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
4 その他必要な事項	28

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	28
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	29
3 作業路網の整備に関する事項	29
4 その他必要な事項	31

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	32
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	32
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	34

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	35
2 その他必要な事項	35

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	35
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	36
3 林野火災の予防の方法	36

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	36
5 その他必要な事項	36

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	37
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	37
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	38
4 その他必要な事項	39

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	40
2 生活環境の整備に関する事項	40
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	40
4 森林の総合利用の推進に関する事項	41
5 住民参加による森林の整備に関する事項	41
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	41
7 その他必要な事項	41

(附) 参考資料等

1 長島町森林整備計画概要図	43
2 参考資料	54

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

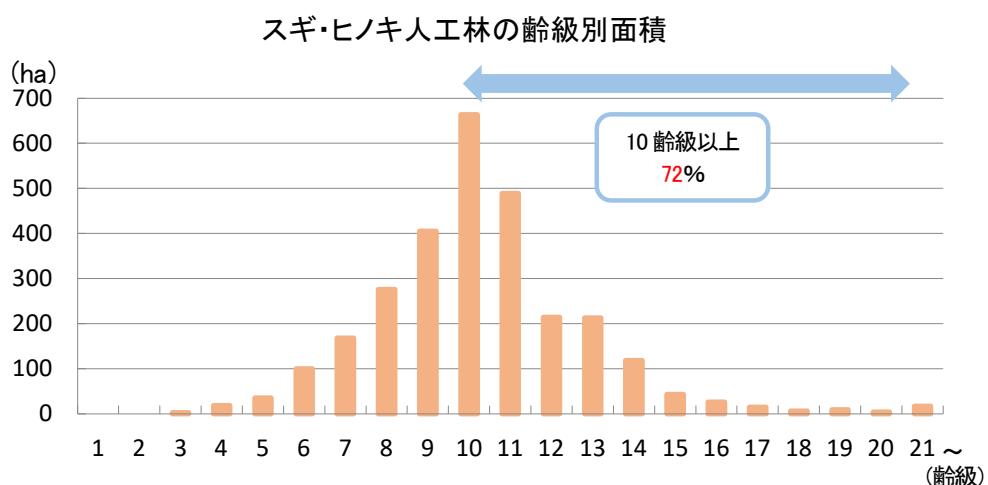
長島町は、鹿児島県薩摩半島の北西部に位置し、本町の東岸は八代海、西岸は東シナ海、北岸は長島海峡、南岸は黒之瀬戸海峡と、四方を海に囲まれた鹿児島県の最北端の町であり、気候は、年平均気温約18°Cと温暖な気候である。

本町は、長島本島（9,063ha）、伊唐島（373ha）、諸浦島（388ha）、獅子島（1,705ha）の有人島のほか大小23の島々で構成され、そのうち、長島本島は、鹿児島県阿久根市と黒瀬戸大橋で結ばれ、伊唐島と諸浦島はそれぞれ伊唐大橋と乳之瀬戸橋で長島本島と繋がっている。

本町の北部の長島海峡の海岸線は、深い入り江を形成したリアス式海岸と海や森林等のコントラストが美しい景観を展開していることから、雲仙天草国立公園に指定されている。また、山岳は、長島本島のほぼ中央部に、大中岳（403m）、行人岳（394m）、矢岳（402m）等が南北に長く連なっているため、地形は丘陵起伏し平地は少ない。一方、河川は、小浜川、指江川、汐見川、浦底川等が流れているが、いずれも小規模であるため、飲料水は地下水に頼っている状況である。

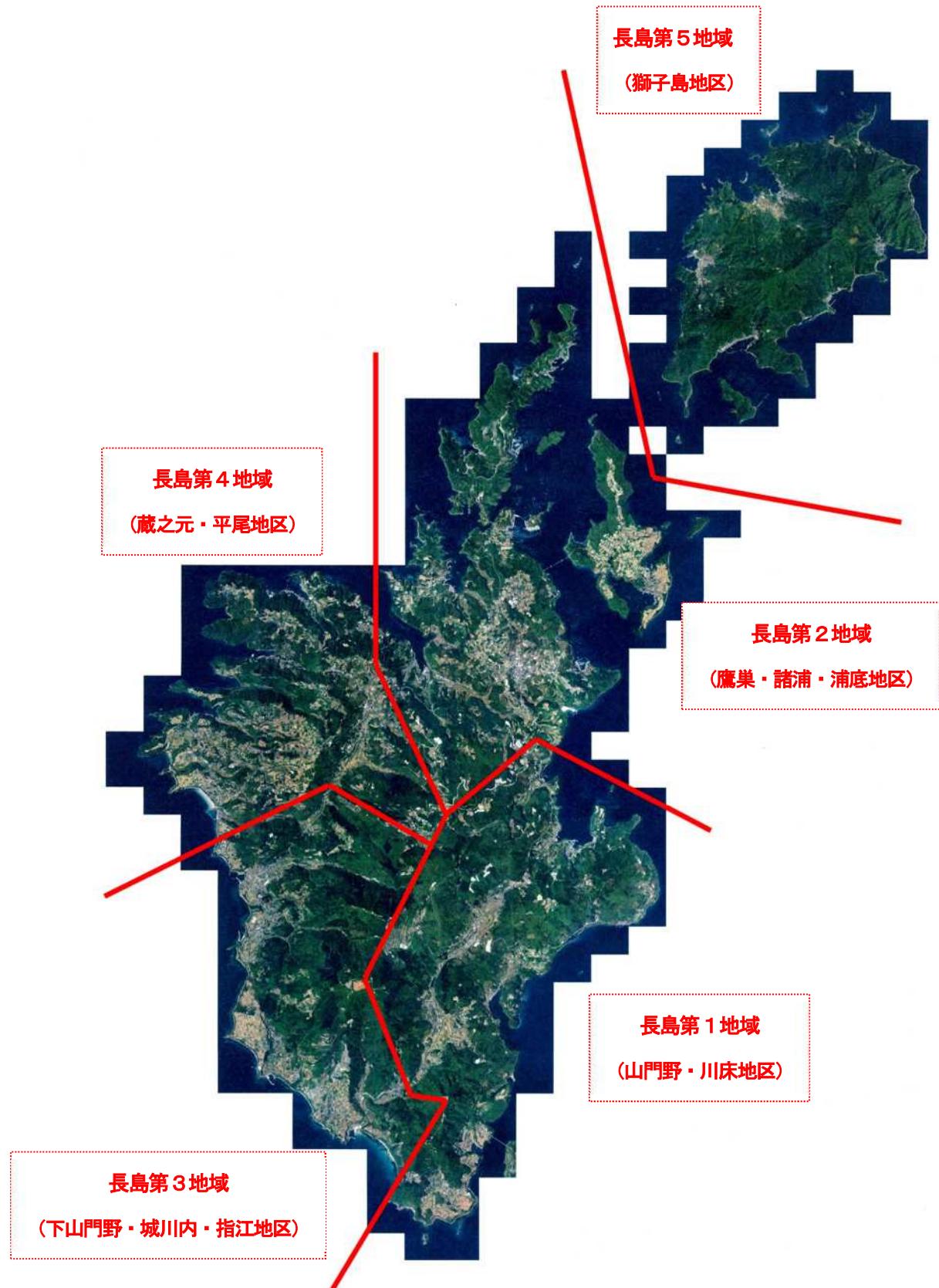
このような地理条件の中、本町の総土地面積（11,619ha）の63%を占める森林（7,292ha）は、水源の涵養や町土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、その様々なはたらきを通じて町民生活の安定向上等に寄与している。

本町の森林面積のうち、人工林面積は3,066haで人工林率は42%と県平均45%を若干下回っており、主要樹種の面積構成比は、スギが54%、ヒノキが38%、マツが4%となっている。それら人工林の主体であるスギ・ヒノキの齢級（林齢を5年の幅でくくったもの。林齢1～5年生を1齢級と数える。）構成を見てみると、4～9齢級の間伐を必要とする林分が595haの19%、10齢級以上の木材として利用すべきと考えられる林分が2203haの72%となっていることから、森林の有する公益的機能を将来に向けて持続的に発揮させるための森林施業に加え、経済的に活用できる森林については、主伐及び再造林等を実施することによって循環的に森林を利用し続けていく森林整備が重要となっている。



2 森林整備の方向性

上記1の現状と課題を踏まえ、本町の森林について、その森林の資源状況や位置等から5区域に分け、各区域の森林整備の方向性を次のとおり推進する。



(1) 長島第1区域（山門野・川床地区）

本地域は、長島本島の東部から南部に位置しており、スギの造林が盛んに行われてきた地域である。本地域内には、馬込山門野線や五郎地平線等の林道、赤崎川や汐見川等の河川があり、本地域の森林は、本町総森林面積の26%を占めている。

本地域の総土地面積の約7割を占めている森林は、スギを主体とした人工林率が47%と、本町平均を上回っている。そのうち、4～9齢級の間伐を必要とする人工林は26%、木材として利用すべき10齢級以上の人工林は73%を占めている。森林の面積を所有形態別にその割合を見ると、町有林が16%を占めているため、町有林を中心として民有林の集約化を図り、適正に保育間伐を実施しながら、森林資源の循環を考慮した計画的な森林施業が必要である。また、本地域の森林の20%を制限林が占めており、その約9割が干害防備保安林に指定されている。

このようなことから、本地域の森林は、主に、地域の用水源等を確保するための水源涵養機能の発揮を重視しながら、林道周辺等、経済的に活用できる人工林については、森林資源の循環利用を確立し、木材生産機能を発揮する森林づくりを推進することとする。



(山門野地区の森林全景)



(川床地区の森林全景)

(2) 長島第2区域（鷹巣・諸浦・浦底地区）

本地域は、長島本島の南東部から北部に位置しており、伊唐島や諸浦島まで広がる地域である。本地域内には、行人平線や白瀬線、倉三線等の林道、小幡川や浦底川等の河川、地域の農地用水源として重要な鷹巣ダム等があり、本地域の森林は、本町総森林面積の18%を占めている。

本地域の総土地面積の約5割を占めている森林は、スギを主体とした人工林率が50%と、本町平均を上回っている。そのうち、木材として利用すべき10齢級以上の人工林は85%を占めているため、それらの人工林の生育状況等から、森林資源の循環利用する林分と公益的機能の発揮を重視する林分の区分等を具体的に検討していくなければならない。一方、本地域の森林の40%を制限林が占めており、その約8割が国立公園第2種特別地域として、伊唐島の西部や諸浦島等、北部の海岸周辺の森林が指定されている。また、行人岳周辺の森林は、町民等に憩いと学びの場を提供しており、保健・レクリエーション活動に適した行人岳森林公園が整備されている。

このようなことから、本地域の森林は、地域の用水源等を確保するための水源涵養機能の発揮

を主体として、北部の海岸周辺の森林については海岸と一体となった優れた自然美の維持、行人岳周辺の森林についてはその森林資源を活用した町民等の交流の場等としての保健文化機能も重視しながら、林道周辺等、経済的に活用できる人工林については、森林資源の循環利用を確立できるような森林づくりを推進することとする。



(行人岳森林公園と林道行人平線)



(諸浦島等の全景)

(3) 長島第3地域（下山門野・城川内・指江地区）

本地域は、長島本島の西部から南部に位置しており、城川内地区を中心にスギとヒノキの造林が盛んに行われてきた地域である。本地区内には、油山線や孫市線、流合線等の林道、城川内川や指江川等の河川等があり、本地域の森林は、本町総森林面積の20%を占めている。

本地域の総面積の約7割を占めている森林は、スギを主体とした人工林率が39%と、本町平均を上回っている。そのうち、4～9齢級の間伐を必要とする人工林は28%、木材として利用すべき10齢級以上の人工林は72%を占めている。森林の面積を所有形態別にその割合を見ると、町有林が14%を占めているため、町有林を中心として民有林の集約化を図り、適正に保育間伐を実施しながら、森林資源の循環を考慮した計画的な森林施業が必要である。また、本地域の森林の20%を制限林が占め、その約6割が干害防備保安林、約3割が砂防指定地に指定されている。

このようなことから、本地域の森林は、地域の用水源等を確保するための水源涵養機能と山地災害を防ぐための山地災害防止・土壤保全機能の発揮を重視しながら、林道周辺等、経済的に活用できる人工林については、森林資源の循環利用を確立し、木材生産機能を発揮する森林づくりを推進することとする。



(林道孫市線)



(砂防ダム)

(4) 長島第4地域（蔵之元・平尾地区）

本地域は、長島本島の南西部に位置している。本地区内には、平駄線や次木の舳線等の林道、蔵之元川等の河川があり、本地域の森林は、本町総森林面積の17%を占めている。また、鳴瀬鼻の海岸には、ヘゴ科の木生シダであるヘゴが自生しており、ヘゴの自生地の北限として、国の天然記念物に指定されている。

本地区的総面積の約6割を占めている森林は、スギを主体とした人工林率が31%と、本町平均を下回っている。そのうち、4～9齢級の間伐を必要とする人工林は19%、木材として利用すべき10齢級以上の人工林は80%を占めている。そのため、適正に保育間伐を実施しながら、森林資源の循環を考慮した計画的な森林施業が必要である。また、本地域の森林の29%を制限林が占めており、その約9割が国立公園第2種及び第3種特別地域として、北部の海岸線周辺の森林が指定されている。また、本地域の蔵之元地区については、竹林面積が本地区森林面積の13%を占めていることから、タケノコ生産が盛んに行われてきた地区であるが、近年、後継者不足により、タケノコ生産竹林が放置され、荒廃竹林が増加している状況である。

このようなことから、本地域の森林は、地域の用水源等を確保するための水源涵養機能、北部の海岸周辺の森林については、希少な植物の保全と海岸等と一体となって優れた自然美を維持するための保健文化機能の発揮を重視しながら、経済的に活用できる林道周辺の人工林や公道等周辺の竹林については、森林資源の循環利用を確立できるような森林づくりを推進することとする。



(林道平駄線)



(手入れの行き届いた竹林)

(5) 長島第5地域（獅子島地区）

本地域は、本町の最北部に位置している島である。本地区内には、獅子島線や湯ノ口線等の林道、御所浦川等が河川があり、本地域の森林は、本町総森林面積の19%を占めている。

本地区的総面積の8割を占めている森林は、ヒノキを主体とした人工林率が34%と、本町平均より低くなっているが、そのうち、4～9齢級の間伐を必要とする人工林は24%、木材として利用すべき10齢級以上の人工林は76%を占めている。森林の面積を所有形態別に見ると、町有林と県行造林が合わせて17%となっているとともに、林道路網密度は30m/haと高い。そのため、公有林を中心として、民有林の集約化を図り、適正に保育間伐しながら、森林資源の循環も考慮

した計画的な森林施業が必要であるが、木材の輸送手段が海運であるため、その輸送コストがネックとなっている。

地形は、七郎山（393m）を中心として、傾斜が多く、平地が海岸線に僅かに広がっている状況であるため、本地域の森林の約3割は、土砂流出防備保安林や砂防指定地等に指定されている。また、本地区の北部の海岸周辺の森林は、国立公園第2種特別地域に指定されている。

このようなことから、本地域の森林は、地域の用水源等を確保するための水源の涵養の機能、山地災害を防ぐための山地災害防止・土壤保全機能、そして、北部の海岸周辺の森林林については、海岸等と一体となって優れた自然美を維持するための保健文化機能の発揮を重視しながら、適正な保育間伐等の森林整備を推進することとする。



（獅子島の全景）

3 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林。

イ 山地災害防止機能・土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されて

いる森林。

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化、教育的活動に適した施設が整備されている森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している渓畔林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能・土壤保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件及び県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備や保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や風致のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。

野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

4 森林施業の合理化に関する基本方針

北薩流域森林・林業活性化センターを通じて、県、町、林業事業体及び森林所有者等が連携し、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の導入促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望にたった林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するために、森林経営に消極的小規模森林所有者や不在村森林所有者に対し、森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲と能力のある林業事業体への施業等の長期委託を進め、森林経営の委託への転換を図ることとする。さらに、森林経営の委託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業体による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能の発揮、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、次表のとおりとする。

なお、次表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地 域	樹 種（年）					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
全 域	35年	40年	30年	40年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して、皆伐、択伐ごとに伐採方法、留意事項について定める。

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

[皆伐] 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものをいう。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性、下流域の人家等も考慮して、1箇所当たりの伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても20ha以下とすることが望ましい。

併せて、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図ることとする。
また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けるものとする。

[択伐] 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帶状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものである。
その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。
なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環利用を考慮して多様化及び長期化を図る。
- ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。
- エ 森林の公益的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）を確保する。
- オ 伐採後確実に更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。
- 特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- カ 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致の維持を図るため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- キ 伐採及び集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）の伐採、搬出方法を踏まえる。

3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材の持続的かつ効率的な供給が見込まれる森林において行うこととする。

特に採算性が見込める人工林伐採跡地については、再造林を推進する。

なお、人工造林においては、成長に優れた苗木とともに花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽等に努めるものとする。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壤等の自然条件、造林

種苗需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、次表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、苗木の選定については成長に優れたエリートツリー等の特定苗木や花粉の少ない苗木による造林を推進するため、その増産に努めるものとする。

【人工造林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イヌマキ、クヌギ、その他有用樹種	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、次表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点」（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）を参考にするとともに、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	疎仕立て	1,500～2,500	
	中仕立て	2,500～3,500	
	密仕立て	3,500～4,500	
ヒノキ	疎仕立て	1,500～2,500	
	中仕立て	2,500～3,500	
	密仕立て	3,500～4,500	
クヌギ	疎仕立て	1,500～2,000	
	中仕立て	3,000	
	密仕立て	4,000	

（注）低密度（1,500本／ha）植栽の実施に当たっては、樹冠の閉鎖が遅れ梢殺（ウラゴケ）の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部令和5年7月一部改正）」

の留意事項を参照するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、次表のとおりとする。

【その他人工造林の方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	<p>地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。</p> <p>また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえ等に活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、再造林の効率化や低コスト化に努めるものとする。</p>
植付けの方法	<p>普通苗の植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。</p> <p>また、低密度植栽の導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。</p>
植栽の時期	<p>普通苗は2月上旬から3月中旬までの春植えを標準としているが、コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。</p> <p>植え付けの時期については、自然条件等に応じて適切に選定するものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壤等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とする。

なお、天然更新の対象樹種について、次表のとおりとする。

【天然更新の対象樹種】

天然更新の対象樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類等（その他詳細については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」による。）

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として、次表のとおりとする。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数】

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木本数（注2）
2 (1) 天然更新の対象樹種	6,000本／ha	2,000本／ha

(注) 1 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象種の5年生時点での期待される成立本数
2 天然更新をすべき期間内に更新対象種が立木度3以上となる本数

※ 出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会平成10年7月）第10章

広葉樹人工造林の実行

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法について、次表のとおりとする。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、搔き起しや枝条処理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い、幼稚樹の成長の促進を図るものとする。 ただし、シカの食害のおそれのある箇所については、植栽区域の最外縁部に高さと幅がおおむね1m以内で枝条等を整理することができるものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2~3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行う。

また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に天然更新が完了したものとする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

但し、伐採跡地周辺が全てスギ・ヒノキ人工林である箇所や周辺にササや竹の繁茂が激しい箇所については、的確な更新が図られにくい環境があるため、植栽による更新が望ましい。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の公共樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を6,000本とする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ シカ等による食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうつ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう行うものとする。

間伐の実施にあたっては、「鹿児島県育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム」（平成18年度11月鹿児島県林務水産部作成）よ

り一定の条件で算出したものを目安として次表のとおり示す。

【間伐シミュレーション】

樹種	区分	間伐を実施すべき標準的な林齡(年)				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齡(年)	18	25	36	53	・間伐の方法について以下のとおりとする 初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする [標準伐期齡未満の森林]10年に1回 [標準伐期齡以上の森林]15年に1回
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,081	789	
ヒノキ	見込林齡(年)	22	34	48		・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする [標準伐期齡未満の森林]10年に1回 [標準伐期齡以上の森林]15年に1回
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25~30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植栽の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数				標準的な方法
		1~5	6~10	11~15	16~20	
下刈	スギ	年1回				次記のとおり
つる切り			2回			
除伐			1~2回			
枝打ち			1回			

《標準的な方法》

【下刈り】 下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林

木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、7～8月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、6月から9月にかけて2回刈りを行う。

[つる切り] つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。

また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

[除伐] 除伐は、下刈り終了後の林冠がうつ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

〈1回目〉樹冠が閉鎖し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

〈2回目〉1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

[枝打ち] 枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行うものとする。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針」（昭和56年3月鹿児島県林務部作成）を参照するものとする。

また、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ほう芽更新を行った林分については、ほう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

3 その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については、台風等の風害の防止に留意し、弱度の間伐率の間伐を繰り返し実施することとする。

また、上記1に定める間伐の基準に照らし、「計画期間内において間伐を実施する必要があると

認められる森林」の所在等については参考資料に記載する。

なお、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつて、これらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法等を森林所有者に通知する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また、林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であつて、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう森林施業方法を定める。

保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林、森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図ることとする。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

【森林の伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	45年	50年	40年	50年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の区域を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林）

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林、土砂流出防備保安林など法令により、山地災害防止・土壤保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林、森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、山地災害防止・土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じようで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な帶水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林、飛砂防備保安林、潮害防備保安林など、法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林、森林の立地条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をな

している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防
止等の機能を発揮している森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森
林）

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園
等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する
森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風
致を構成する森林、保健保安林、風致保安林、自然公園など法令等により保健機能の高度発揮
を目的として施業に制限が設けられている森林、市町の森などレクリエーションの森として指
定されている森林、森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、保健機能等
の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林、原生
的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全
に不可欠な森林。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉
等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャ
ンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のた
めに必要な森林等。

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱等により時間軸を通して常に変
化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に關係
しつつ、発揮される機能であることから、原生的な森林生態系等属地的に発揮されるものを除
き、区域設定は行わない。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、以下のとおり定める。

① 山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林

下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等の施業を推進
する。

② 快適環境形成機能維持増進森林

樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、
間伐等の施業を推進する。

③ 保健文化機能維持増進森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮

した施業を行うこととし、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①～③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記①から③に掲げる森林の区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表3に定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	70年	80年	60年	80年	20年	40年

(3) 公的機関による森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

町有林や公社営林など公的機関による森林施業が行われている森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

水源涵養機能等の維持増進を図りつつ、必要に応じて木材等林産物を供給するため、適切な保育・間伐等を推進する。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

【公的機関による森林施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	60年	70年	50年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、人工林を中心とした森林、災害が発生する恐れのない森林、林地生産力が高い森林、傾斜が比較的緩やかな森林、林道等や集落からの距離が近い森林を「特に効率的な森林施業が可能な森林の区域」として別表1により定める。

なお、シイタケ原木用として利用するクヌギ林については、別表2により定める。

また、区域内において公益的機能別森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行う。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、苗木の選定については成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後に植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼び掛けるとともに、不在村森林所有者に対しては、町及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(2) その他 特になし

【別表1】

区分	森林の区域（林班名）		面積(ha)	
	(旧 東 町)	(旧長島町)		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	01～79	01～41	7, 168. 72ha	
土地に関する災害防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害防止機能、土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	01～04, 06～10, 12, 13, 17, 18, 20～27, 29, 36, 37, 40, 41, 43, 45, 47, 49, 53～55, 58, 61～64, 66, 68, 71～73, 76, 78	01～06, 08～16, 19, 20, 22, 24, 27, 29, 31, 36, 39, 40	515. 35ha
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	78	27, 28	1. 66ha
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	01, 02, 4, 17, 19, 20, 23, 24～29, 32, 33, 37～39 42, 44, 45	28, 29, 31, 32, 35～41	957. 47ha
	その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—	—
公的機関による森林施業を推進すべき森林	66	07～09, 12, 14, 15, 21, 25, 32	111. 80ha	
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（シイタケ原木用として利用するクヌギ林について、別表2のとおりとする）	03, 06, 21, 26, 29, 32, 33, 36, 37, 41, 42, 45, 49, 50, 51, 54, 56, 57, 59, 60, 61, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 73, 74, 78, 79	07～09, 12～15, 17, 20, 21, 25, 26, 32, 36, 41	392. 09ha	
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	67	—	34. 13ha	

■当該（クヌギ林）該当林小班

シイタケ原木用として利用するクヌギ林について、次のとおりとする。

【別表2】

(面積: ha)

(旧 東 町)									(旧長島町)					
林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
03	キ	21	イ	0.11	50	イ	48	ウ	0.36	12	ウ	06		0.35
06	イ	66	ア	0.07	51	ウ	69		0.29	13	ウ	04	エ	1.34
21	イ	19		0.02	54	ア	39		0.05	14	オ	01	オ	6.33
26	イ	56	イ	0.36	54	ア	44		0.07	26	ウ	15	イ	0.05
29	エ	71		0.14	56	ア	84		0.22					
36	キ	05	イ	0.17	57	ア	01		0.43					
37	キ	06		0.09	59	エ	12		0.09					
37	キ	07		0.08	59	カ	02		0.03					
37	キ	08		0.11	59	カ	08		0.02					
37	キ	09		0.10	59	カ	09		0.01					
37	キ	10		0.09	60	ウ	35	ア	0.11					
37	キ	11		0.10	60	ウ	38	ア	0.24					
37	キ	13		0.12	60	ウ	39		0.25					
37	キ	17		0.11	60	ウ	42	イ	0.20					
37	キ	18		0.13	61	ウ	52	イ	0.27					
37	キ	24		0.15	64	イ	16	イ	0.67					
37	キ	34		0.08	64	ウ	90		0.33					
37	キ	35		0.14	70	イ	47	イ	0.19					
37	キ	36		0.11	73	ア	48		0.21					
37	キ	38		0.16	73	イ	01		1.77					
41	ア	63	エ	0.26	73	コ	25		0.10					
41	ウ	15		0.02	73	コ	40		0.13					
41	オ	67		0.02	73	コ	44		0.02					
45	ウ	02	ア	0.04	73	コ	60		0.15					
45	エ	15		0.48	73	サ	16		0.37					
45	エ	16		0.05	73	サ	17		0.16					
45	エ	18		0.01	73	サ	21		0.52					
45	エ	21		0.03	74	ア	57		0.14					
49	エ	36		0.71	78	ウ	24		0.02					

【別表3】

区分	施業の方法	森林の区域（林班名）		面積(ha)
		(旧東町)	(旧長島町)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林（注1）	01～79	01～41	7,168.72ha
土地に関する災害の防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注2）	01～04, 06～10, 12, 13, 17～29, 32, 33, 36～45, 47, 49 53～55, 58, 61～64, 66, 68, 71～73, 76, 78	01, 03～06, 08～16, 19, 20, 22, 24, 27, 29, 31, 35～41	1,439.52ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）（注3）	—	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林（注4）	78	27, 28	1.66ha
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	—	—
公的機関による森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注5）	66	07～09, 12, 14, 15, 21, 25, 32	111.80ha

(注1) 伐期の延長を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1 (1) イに示す

伐期齢（標準伐期齢に10年を加えた林齢）以上の林齢とする。

(注2) 長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1 (2) イに示す

伐期齢（標準伐期齢の2倍以上に相当する林齢）以上の林齢とする。

(注3) 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域については、伐採率を70%以下とする。

(注4) 択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については、伐採率を30%（長島町森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものは40%）以下とする。

(注5) 公的機能による森林施業を推進すべき森林において長伐期水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢以上の林齢とする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

併せて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し、面的な集約化を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、町、林業事業体等が連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動、あつ旋等を積極的に行い、意欲と能力のある林業事業体への長期の委託を進める。

また、森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業体による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに、委託を受けた林業事業体による森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺森林について森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営計画等の森林以外で森林所有者自らが経営管理を行えない森林を対象に森林経営管理制度を活用し、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目指すこととする。

森林経営管理制度の取組みについては、各種の森林所有者情報を参考にしながら、15年程度を目

途として森林の現況調査や経営管理意向調査を行い、経営管理権集積計画を作成する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた施業の方法等との整合を図り、森林整備等に取り組むこととする。

5 その他必要な事項

森林組合などの林業事業体の中で「意欲と能力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフッティング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める本町において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町・林業事業体・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

町、林業事業体、森林所有者等の関係者が合意形成・連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業を実施する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人が上記ア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同実施者が果たすべ

き責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等に資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。

また、整備に当たっては、コスト縮減を図りつつ、周辺環境との調和を図ることとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、林業事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安については次表のとおりとする。このうち、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に運用することとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

【作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業	35～50	65～200	100～250
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業	25～40	50～160	75～200
	架線系作業	25～40	0～35	25～75
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業	15～25	45～125	60～150
	架線系作業	15～25	0～25	15～50
急峻地(35°～)	架線系作業	5～15		5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定することとする。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備に当たっては、安全の確保、土壤の保全等を図るため、地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、概ね 30 度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程」（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針」（平成 23 年 4 月鹿児島県環境林務部作成）に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、次表のとおりとする。

【基幹路網の整備】

(単位 延長: m 面積: ha)

開設 拡張	種類	区分	位置 (字名等)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
拡張	自動車道(改良)	—	獅子島	立石線	3,756	121		10	
拡張	自動車道(改良)	指定林道	獅子島	獅子島中央線	8,639	307		6	
拡張	自動車道(改良)	—	獅子島	湯之口線	5,120	171		13	
拡張	自動車道(改良)	指定林道	平尾	長島中央線	7,616	732		1	
拡張	自動車道(改良)	—	浦底	倉三線	2,323	37		2	
拡張	自動車道(改良)	—	川床	市来崎線	612	61		3	
拡張	自動車道(改良)	—	川床	五郎地線	3,836	113		4	
拡張	自動車道(改良)	—	川床	川床線	3,374	101		7	
拡張	自動車道(改良)	—	川床	松ヶ迫線	2,089	58		9	
拡張	自動車道(改良)	—	鷹巣	馬込山門野線	2,201	31		11	
拡張	自動車道(改良)	—	鷹巣	行人平線	1,029	39		14	
拡張	自動車道(改良)	—	鷹巣	赤崎線	350	27		18	
拡張	自動車道(改良)	—	獅子島	七郎山線	2,322	50		8	
拡張	自動車道(改良)	—	鷹巣	琵琶首線	64	3		17	
拡張	自動車道(改良)	指定林道	平尾	長島中央線	8,106	1,040		1	
拡張	自動車道(改良)	—	平尾	流合線	2,568	69		31	
拡張	自動車道(改良)	—	平尾	平駄線	3,204	91		27	
拡張	自動車道(改良)	—	下山門野	油山線	914	33		29	
拡張	自動車道(改良)	—	鷹巣	馬込山門野線	2,628	141		11	
拡張	自動車道(舗装)	—	山門野	大久保線	2,300	70		19	
拡張	自動車道(舗装)	—	山門野	田尻線	4,210	97		12	
拡張	自動車道(舗装)	—	川床	沢津線	1,400	44		20	
拡張	自動車道(舗装)	—	川床	水ノ元線	1,836	44		16	
拡張	自動車道(舗装)	—	川床	脇崎線	1,252	19		15	
拡張	自動車道(舗装)	—	平尾	流合線	2,568	69		31	
拡張	自動車道(舗装)	—	下山門野	宇都迫線	1,300	31		32	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畠などの有無、野生生物の生息、生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお、詳細については「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月鹿児島県環境林務部作成）に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林所有者などが共同して作業路等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために、必要な山土場、機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、本町においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・町などの各般の取組により、平成20年以降、林業就業者の新規参入の動きが一部見られるものの、未だ十分ではなく、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

本町では、林業就業者が減少傾向にあり、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。このため、町・林業事業体等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体についての体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また、林業労働者に対する各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援を行う。

イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また、森林所有者や一般町民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町管内では、これまで関係機関が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、施業の集約化等による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の人工林は7齢級以上が約9割を占め、森林資源が充実し利用間伐や主伐・再造林等の森林施業が必要な時期となっているが、現在の林家の経営規模は零細であるため、機械化は遅れている。

また、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るために林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入あるいは林業労働力確保支援センターが斡旋している高性能林業機械のレンタルによる活用を推進する。

さらに現地における検討会、先進地研修における研修等を開催しオペレーターの養成も併せて行う。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜 (0~ 15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスター チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~ 30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30~ 35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 35° ~	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機械等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については製材工場が1箇所あるが、小規模零細である。

今後は、町内に建設される公共施設、一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材生産事業体等との連携を深め地元材の有効利用を目指した製材品の共同化を図る。

また、特用林産物については、たけのこの生産が中心であるが、生産者は個人経営で小規模であるため、農協等と連携して、品質の向上を図り、販路の拡大に努めるなど生産振興を図る。

木材の流通、販路施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販路施設の整備計画は次表のとおりである。

【林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現状			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材所	平尾	400m ³	①				現状維持

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

本町管内では、現在、シカによる森林被害は確認されていないところであるが、シカによる被害を受けるおそれがある森林等については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣防止森林区域を定めることとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

シカによる森林被害を受けている森林を確認した場合、シカによる森林被害の防止又は軽減を図るため、「第二次特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」(平成27年5月鹿児島県環境林務部自然保護課策定)や長島町鳥獣被害防止計画(平成29年3月15日策定)等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況の把握と、その結果を踏まえた捕獲や必要に応じて侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、広域一斉捕獲等、国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林被害のモニタリングを推進するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病害虫等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、地元行政機関、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は、長島町鳥獣被害防止計画（平成29年3月15日策定）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や必要に応じて侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、野生鳥獣との共存を図る観点からも、立地条件を踏まえながら、伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混交林化などの森林整備を促進するとともに、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに、保護標識、防火線、防火樹林帯等の整備を推進する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「長島町火入れに関する条例」（平成18年3月20日条例第144号）によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
特になし。

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域については、次表のとおりとする。

【保健機能森林の区域】

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林班名	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
行人岳 周辺	32、33、42	122.14	72.18	44.03	4.82	1.11	—	(旧東町)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他及び施業の方法について、次表のとおりとする。

【造林、保育、伐採その他及び施業の方法】

施業の区分	施業の方法
造林の方法	<ul style="list-style-type: none">快適な森林環境の維持を図るため、単層林の一斉造林を極力避ける。やむを得ず一斉造林を行う場合は区域の風致や景観に配慮し、造林面積が過大にならないようにする。なお、更新は伐採後2年以内に完了する。ぼう芽更新を行う林分については必要に応じ、ぼう芽整理を行い、後継樹の速やかな育成を図る。育成天然林施業や強度の択伐を実施した林分は必要に応じてイチイガシ、イスノキ等広葉樹の樹下植栽を行う。
保育の方法	<ul style="list-style-type: none">植栽を行った林分は下刈、つる切り、除伐等を適切に実施し植栽木の育成を図る。複層林は上層木の枝払いを適宜実施し、林内照度の確保を図る。森林保健施設の外周に面した森林は、強度の枝打ち、除間伐を実施して林内に明るい空間を設定し、利用者が森林内を自由に散策できるよう林床の整理を行う。
伐採の方法	<ul style="list-style-type: none">当該区域において、特に森林の保健機能の維持、増進を図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を基本する。それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で択伐以外の方法による複層林施業、もしくは、小面積かつ分散した長期伐期施業によるものとする。また、皆伐する場合であっても努めて伐区を分散するとともにサク

	ラ等四季の色調に変化を与える樹木を保存する。
施業の区分	施業の方法
その他	<ul style="list-style-type: none"> 複層林の上層木は適宜受光伐を行い、林内照度を確保する。 3の（1）に示す森林保健施設の外周は、ヤマモモ、イロハモミジ、クチナシ、ツツジ等緑化樹も植栽を行い、周囲の森林との調和を図る。 法令等により、伐期齢、伐採方法について制限がある場合は、当該法令に定めるところによる。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（1）森林保健施設の整備

森林保健施設の整備について、次表のとおりとする。

【森林保健施設の整備】

施設の整備
① 整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設
ア 休養施設
イ レクリエーション施設（キャンプ場、遊歩道、フィールドアスレチック等）
ウ 宿泊施設
② 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項
ア 森林保健施設の整備にあつては自然環境の保全に配慮しつつ、国土の保全、利用者の安全確保に留意した計画的な整備を行う。
イ 建築物については、周辺の森林美、景観等と調和のとれたものとする。
ウ 建築物の設置にあつては、防火施設等の安全施設、下水施設等の衛生施設及び排水施設等の保全施設の整備に配慮する。
エ 森林保健施設の保守点検等日常の管理に努める。

（2）立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高について、次表のとおりとする。

【立木の期待平均樹高】

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	16m	
ヒノキ	15m	
広葉樹	14m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の整備に当たっては、以下の事項に配慮する。

- ア 森林巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持、管理並びにこれらの実施体制の確立に努める。
- イ 利用者の防火意識の啓発など山火事の未然防止に努めるとともに防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。
- ウ 安全施設の設置など利用者の安全及び交通の安全、円滑な確保に努める。
- エ 山地災害の未然防止を図るため、必要に応じ治山施設などを整備する。
- オ 自然環境の保全に配慮する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3と共にして森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域については、次のとおり定めるものとする。

【森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域】

区域名	林班	区域面積(ha)	備考(地区名)
長島第1区域	47~79(計33林班)	1,867.11ha	山門野・川床地区
長島第2区域	24~46(計23林班)	1,286.91ha	鷹巣・諸浦・浦底地区
長島第3区域	01~20(計20林班)	1,487.95ha	下山門野・城川内・指江地区
長島第4区域	21~41(計21林班)	1,251.09ha	藏之元・平尾地区
長島第5区域	01~23(計23林班)	1,398.84ha	獅子島地区

(注) 区域の林小班の中で地区名が異なった場合、地区名を優先して区域に入れることとする。

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのUJターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山村地域の定住を促進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

行人岳森林公園を都市住民との交流の場とし、行人岳の森林の一部を森林体験活動のためのフィールドとして活用できるよう整備等することで、本町における交流拠点として地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

家族旅行村あづまの地区では、クスノキを植林した森林を利用して、緑と身近のふれあいのできる森林を整備等するとともに、キャンプ場等の宿泊施設、散策道を増設設備することにより、地域住民の憩いの場としての森林づくりを図る。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

蔵之元緑の少年団では、近年、森林の大切さとふるさとへの愛着を育むため、植樹活動を行っているが、今後は地域住民にも広く参加を呼びかけることによって、森林整備についての普及啓発を図る。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに不在村森林所有者に対しては、町及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された個人有森は、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進を図るため、計画的に森林整備を推進する。

【計画期間内における市町村森林経営管理事業計画】

区域	作業種	面 積	備 考
長島第3区域	間伐	8.76ha	R 5～R 10

7 その他必要な事項

(1) 町土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

当町において、過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、治山対策において管理していく。

また、水源地上流の森林についての伐採は、再造林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

海岸線の潮害防備保安林については、地域の環境保全を図っていくこととし、施業方法について

は、保安林の指定施業要件とする。

(3) 町有林の整備に関する事項

町有林面積は、844ha であり、その 56% 占めている人工林を主体として、本町内の森林組合及び林業事業体と森林経営委託を締結しているところである。

町有林は、本町の財産であるとともに、模範的な森林整備林としての展示効果も有しているため、森林経営委託を受けた森林組合及び林業事業体が作成した森林経営計画に基づき、今後も、適正な森林整備を実施するものとする。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。